

那覇市役所真和志庁舎環境衛生管理業務委託仕様書

本仕様書は、真和志庁舎（以下「庁舎」という。）の環境衛生管理業務、空気環境測定業務、害虫駆除予防業務、水質検査業務に必要な事項を定めるものとする。

1 委託期間

令和6年4月1日～令和6年9月30日

2 業務管理の内容

受注者は、法令規則等の定め及び、契約書並びに本仕様書に定める内容に従い、管理業務を行わなければならない。

3 業務に係る費用負担

管理業務に要する人件費、機器、消耗品、記録用紙等（報告書に使用機器の名称及び機能を表示すること。）及び本契約の締結に要する費用は、すべて受注者の負担とする。

4 従事者の届出

受注者は、発注者に対しあらかじめ受注者の使用人（以下「従事者」という。）の届出をなし、それ以外の者を業務に従事させてはならない。また、変更があるときは、速やかに発注者に届け出るものとする。受注者は、従事者の身元、風紀、衛生及び作業規律の維持に関し一切の責任を負い、発注者は、受注者の定めた従事者が、著しく不相当と認められるときは、受注者にその理由を明示して交替を求めることができる。

5 秘密の保持

受注者は、業務実施にあたって知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、本契約を完了し、又は、解除した後も同様とする。

6 庁舎の環境衛生管理

受注者は、建築物環境衛生管理技術者免状所持者のなかから業務責任者を選任し、庁舎の環境衛生管理を行うこと。
また、業務責任者の職務は次のとおりとする。

(1) 業務責任者の職務

- ①維持管理業務計画の立案（契約締結後の業務日程表の提出）
- ②維持管理業務の全般的な監督
- ③環境衛生管理上の維持管理に関する測定又は検査の実施とその結果の評価
- ④環境衛生管理上の維持管理に必要な各種調査の実施とその結果の評価
- ⑤環境衛生管理に必要な意見の具申
- ⑥環境衛生管理に必要な諸書類の作成、及び関係図面、書類、図書等の保管

⑦その他必要な業務

(2)免状の写しの提出

受注者は、契約締結後、速やかに業務責任者の免状の写しを発注者に提出すること。

7 庁舎の空気環境測定業務

(1)業務内容

建築物における衛生環境業務は、建築物における衛生環境の確保に関する法律（以下「ビル管理法」という。）施行規則第3条の2に基づいて実施するものとする。

(ア)測定事項

- ①湿度
- ②相対湿度
- ③気流
- ④炭酸ガス濃度
- ⑤一酸化炭素濃度
- ⑥浮遊粉塵量
- ⑦照度
- ⑧アスベスト濃度（1回、2ポイント）

※報告書に使用機器の名称及び機能を表示すること

(イ)測定場所

- ①外気・②1階フロア・2階（③支所・④障がい者就労支援センター）・⑤地下1階フロア（階段付近）
- 計5ポイント

※アスベスト濃度測定ポイント 2階（①支所②障がい者就労支援センター）

計2ポイント

(ウ)測定回数

3回（5月、7月、9月）（1回の測定につき、午前と午後の2回測定すること）

※アスベスト濃度測定は1回

(エ)測定日程

実施日、実施時間及び作業手順については、事前に連絡協議し発注者の指示に従い作業を行うものとする。

8 庁舎の害虫駆除予防業務

(1) 業務内容

ねずみ、昆虫、その他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにねずみ等による被害の状況について庁舎内のポイントチェックで調査を実施し、処理する。

(2) 場 所 庁舎全館（延床面積5,813.09㎡）外周側溝、ゴミ置場、B1大工室周りも含む。なお、畳部屋（B1、3階等）については、ダニ予防駆除を行う。

(3) 対 象 ねずみ、昆虫その他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物

(4) 処理方法 科学的及び物理的駆除（残留噴霧、毒餌及び捕獲処理）

(5) 実施回数 生息調査（駆除予防施行含む全館施行回数は、年1回（6月）その際、シロアリの生息状況の調査も併せて実施。）
実施日は、日曜日あるいは祝日を前提に協議し決定すること。

(6) 使用薬品 使用薬剤は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条または第19条の2の規定による承認を受けた医薬品又は医療部外品を使用するものとして、上記薬剤同等品以上のものとする。

(7) 白蟻等発生の調査 受注者は、全庁定期駆除のときに、白蟻等の発生を調査し、発生者に報告しなければならない。

(8) 危険防止の義務 受注者は、施行にあたっては危険防止に十分注意しなければならない。

(9) その他

上記対象以外の害虫・有害生物等が発生した際は、対処法・費用など適宜提案をするものとする。また、発注者は施行にあたり、施設環境の改善提案があれば誠実にこれを実行し環境改善に努めるものとする。

9 庁舎の水質検査業務

(1) 業務内容

水質検査は、「建築物の衛生的環境の確保に関する法律施行規則」第3条の19、第4条に基づいて実施するものとする。ただし、七日以内に行う遊離残留塩素の検査については、除くこと。

(2) 実施回数

飲料水 水道法等その他関係する法令に基づく水質検査は9月実施。

10 業務報告 各々の業務終了後は、すみやかに報告書を提出すること。

11 その他

(1) 本業務の実施に当たり、この仕様書に疑義が生じたとき、又は、この仕様書に定めていない事項については、双方協議のうえ定めるものとする。

(2) 受注者は、那覇市公契約条例第5条に基づき、同条例の基本理念（公契約の適正な履行、適正な労働環境の確保、地域経済の健全な発展等）が実現されるよう、市が実施する公契約に関する施策へ協力をすること。